

2 本プランの位置付けと役割

1 総合計画に代わる最上位計画

総合計画は、地方自治法に基づき市町村に策定が義務付けられており、これまで、主に行政サイドの総合的な運営指針、最上位計画として策定され、その役割を果たしてきました。このようなことから、一般に、行政が携わるすべての分野をフォローした網羅的な内容となっていました。

平成23年5月の地方自治法の改正により、この策定義務が撤廃され、その必要性は市町村の判断に委ねられることになりました。このことは、見方を変えると、市町村が独自の視点・方法で将来ビジョン^{*1}を表現し、市民と共有していくためのチャンスとすることができます。

本市では、今後のまちづくりにおいては、将来ビジョンを市民と共有し、共に目標に向かって進んでいくことが重要との考えから、総合計画に代わる独自の計画を改めて定めていくこととしました。内容についても、これまでのような網羅的な構成ではなく、戦略的視点と市民視点を重視した新しいかたちの計画づくりに取り組みました。

2 本プランの役割

まちづくりの基本方向（戦略と実践手段）を示す最上位の計画

都市として必要な一定のサービス水準を確保しつつ、何を政策の中心に位置付け、その実現に向けてどのように取り組んでいくのか、まちづくりの基本方向（戦略と実践手段）を示す最上位の計画です。

協働のまちづくりを進めるための行動指針

協働^{*2}のまちづくりを進めていくためには市民との意識の共有が不可欠です。目標の実現に向けて共通認識を持って共に行動していくための行動指針としての役割を担っています。

行政活動の成果や達成状況を確認するためのものさし

本プランに掲げた目標がどれだけ達成されているのか、どのような活動を行い、どれ程の成果を得ることができたのか、数値目標などを用いて評価を行うことで、進行管理のものさしとしての役割を担います。

*1ビジョン：見通し、構想、未来像のこと。

*2協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力をあわせて活動すること。